

[請求額内訳]

<契約約款に基づく違約金>

請求相手	件数	請求額
月島テクノメンテサービス株式会社	20件	208,047,449円
石垣メンテナンス株式会社	10件	108,890,115円
計	30件	316,937,564円

<損害賠償請求（違約金で回復されない損害について賠償請求）>

請求相手	件数	請求額
水 i n g 株式会社 外 3 社	4件	153,808,203円
職員A及び元職員E（関わった案件のみ連帯債務として請求対象）	各1件	82,315,482円

※ 水 i n g 株式会社以外の3社は、月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社及び日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

※ 損害賠償請求金額 153,808,203円については、事業者及び関わった職員の不真正連帯債務となるが、まずは、実際に利益を得た事業者である水 i n g 株式会社に対して、その負担を求めていく。

※ 請求額には、令和元年12月9日までの遅延利息を含む（支払日が同年12月10日以降になった場合、その日までの遅延利息を別途請求する。）。

<請求の合計金額>

違約金	損害賠償請求	計
316,937,564円	153,808,203円	470,745,767円

※ 損害賠償請求の金額には、令和元年12月9日までの遅延利息を含む（支払日が同年12月10日以降になった場合、その日までの遅延利息を別途請求する。）。

※ 請求金額の考え方、根拠等については、別添資料を参照

[参考：これまでの経過]

平成30年10月30日	公正取引委員会による立入調査
平成30年10月31日	調査特別チーム設置
平成30年11月29日	調査特別チームによる中間報告書公表
令和元年7月11日	事業者に対する排除措置命令等 都に対する改善措置要求等
令和元年11月27日	調査特別チームによる最終報告書公表

入札談合等関与行為等防止法第4条第1項及び第2項に基づく損害の有無、賠償責任の有無及び賠償額の調査結果について

1 損害の有無について

- 令和元年7月11日になされた公正取引委員会による排除措置命令では、月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社、日本メンテナンスエンジニアリング株式会社及び水 i n g 株式会社、の4社（以下「4事業者」と総称する。）が、遅くとも平成26年3月頃以降、東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場（以下「7浄水場」と総称する。）の排水処理施設運転管理作業委託（以下「排水処理作業委託」という。）に関し、受注価格の低落防止等を図るため、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたと認定された。
- また、公正取引委員会による調査と並行し、都においても、4事業者への聞き取り調査を実施し、平成26年3月以降、7浄水場の排水処理作業委託に関し、4事業者が入札談合を行っていたことを確認した。一方で、平成26年2月以前においては、公正取引委員会が談合を認定していないこともあり、4事業者が入札談合を行っていたとの事実を確認することができなかった。
- 4事業者による入札談合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであり、入札に関し市場による正常な競争が妨げられ、都に損害が発生したことは明らかである。
- よって、平成26年度から平成30年度までの東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理作業委託において、損害が発生したと解することが相当である
- なお、金町浄水場の排水処理作業委託については、後述する事実により、平成30年度の契約においては、談合が行われていたとは認められないため、平成26年度から平成29年度までの期間で損害が発生したと解することが相当である。

2 損害額とその算定方法

- 入札談合に関する損害額について、実際の落札価格と談合がなければ存在したであろう落札価格（想定落札価格）との差により算出するのが判例（東京高裁平成23年8月30日判決）の考え方である。7浄水場の排水処理作業委託については、公正取引委員会が入札談合を認定していない平成26年2月以前の契約に関しても、市場による正常な競争が行われていたかが必ずしも明らかではなく、想定落札価格算出の基礎とするのは妥当ではない。そこで、業務の内容や規模において類似する業務委託契約案件を相当数抽出し、その平均値を採ることで想定落札率を設定し、想定

落札率によって算出した想定落札価格と実際の落札価格との差により、損害額の算定を行った。これらを合計した都の損害額は238,388,225円となる。なお、入札談合が認められた事案の実際の落札価格及び想定落札価格は下表のとおりである。

単位：円

	水 i n g	月島 テクノメンテサービス	石垣 メンテナンス	合計
	金町浄水場	東村山浄水場 外 3 件	朝霞浄水場 外 1 件	
予定価格 [A]	822,227,004	2,061,460,140	907,000,308	3,790,687,452
想定落札率 [B]	75.6%			-----
想定落札金額[C] (= A×B)	621,603,615	1,558,463,865	685,692,232	2,865,759,712
都の支払金額 [D]	754,197,794	1,456,493,832	757,775,330	2,968,466,956
損害額[E] (= D－C)	132,594,179	33,487,155	72,306,891	238,388,225
遅延利息[F] (= E×利率)	21,214,024	3,946,994	8,416,305	33,577,323
合計[G] (= E＋F)	153,808,203	37,434,149	80,723,196	271,965,548

※遅延利息は令和元年12月9日までで算定

※金町浄水場は平成26年度から平成29年度までの契約が対象。それ以外の浄水場は平成26年度から平成30年度までの契約が対象

※算出は契約事案ごとに行うため、表内の計算式の結果と一致しないことがある。

3 損害賠償責任について

(1) 事業者の損害賠償責任

- 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令並びに都による4事業者への調査の結果、平成26年度から平成29年度までの4か年にわたり、7浄水場の排水処理作業委託において、4事業者が談合を行っていたことが認められる。
- 平成30年度における東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理作業委託に関しては、公正取引委員会は談合の事実を認定している。一方、同年度の金町浄水場の排水処理作業委託に関しては、公正取引委員会は談合があったか否か明らかにしていない。
- 平成30年度の金町浄水場排水処理委託については、以下の理由から、談合が行われていたとは認められない。
 - ・水 i n g 株式会社は、平成30年度の7浄水場の排水処理作

業委託契約に係る見積り合わせ実施日前までに、公正取引委員会に対し、都の浄水場の排水処理作業委託に関して、自ら行った違反行為等について、独占禁止法第7条の2第10項に基づく課徴金減免申請を行っている。

- ・水 i n g 株式会社は平成 30 年度の金町浄水場の排水処理作業委託において、当該作業委託契約に係る見積り合わせ実施日前までに、見積価格の調整を行わないと他の 3 社に表明しており、実際に行っていない（水 i n g 株式会社だけでなく、他の 3 社からも同様の事実を確認）。
- ・平成 30 年度は、金町浄水場以外の東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理作業委託に関しては、水 i n g 株式会社を除く事業者間で談合が行われていた（水 i n g 株式会社を除く 3 社から同様の事実を確認）。

- このため、金町浄水場以外の東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理作業委託については、平成 26 年度から平成 30 年度までの期間で談合による損害が発生したと認められ、事業者には損害賠償責任があると考えられる。一方で、金町浄水場の排水処理作業委託については、平成 26 年度から平成 29 年度までの期間で損害が発生したと認められ、事業者には損害賠償責任があると考えられる。
- これらの行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第 3 条の規定に違反する違法なものである。事業者の違法行為により、都に損害が発生したことは明らかであり、事業者は入札談合により都に与えた損害計 238,388,225 円（水 i n g 株式会社は平成 30 年度分を除く 207,484,453 円）を賠償する責任を負うと解するのが相当である。
- なお、入札談合は民法第 719 条に規定する共同不法行為であり、4 事業者は損害額について、連帯して債務を負うこととなる。

（2）職員の損害賠償責任

ア 職員 A

都による調査の結果、職員 A は、金町浄水場の排水処理作業委託に関し、平成 22 年度から平成 25 年度まで 4 年間、毎年度、受託事業者の現場責任者に対し、排水処理作業委託契約に係る見積り合わせ実施日前までに、非公表の設計金額に関する情報を漏えいしたことが認められた。このうち、4 事業者が入札談合を行ったと認められる平成 26 年度契約に係る情報漏えい（平成 25 年度の行為）については、公正取引委員会から入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等

関与行為に該当すると認定されており、この行為は、事業者の談合を容易ならしめる違法なものである。以上を踏まえると、職員 A は、4 事業者が入札談合を行ったと認められる期間において情報漏えいを行った契約案件（平成 26 年度契約）に係る損害について、事業者らと連帯して賠償する責を負うと解するのが相当である。

イ 元職員 D

都による調査の結果、元職員 D は、平成 25 年度末、当時の上司である職員 A が金町浄水場の排水処理作業委託の受託事業者の現場責任者に対し、見積り合わせ実施日前に非公表の設計金額に関する情報を漏えいした場に同席したにもかかわらず、それを止めることなく、上司に報告もしなかったことが認められた。この行為は入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものの、実際に事業者に情報漏えいを行ったわけではなく、事業者間の談合を容易にする行為そのものとは認められない。また、今回の公正取引委員会による改善措置要求及び要請においても、この行為は入札談合等関与行為とは認定されていない。以上のことから、元職員 D に損害賠償責任は認められない。

ウ 元職員 E

都による調査の結果、元職員 E は、金町浄水場の排水処理作業委託に関し、平成 26 年度末、翌年度の契約に係る見積り合わせにおいて、受託事業者の営業担当者に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を漏えいしていたことが認められた。この行為は、入札談合等関与行為防止法第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為に該当すると公正取引委員会から認定されており、事業者の談合を容易ならしめる違法なものである。このため、情報漏えいを行った契約案件（平成 27 年度契約）に係る損害について、元職員 E は事業者らと連帯して賠償する責を負うと解するのが相当である。

なお、元職員 E は、三郷浄水場の排水処理作業委託に関しても、非公表の予定単価に関する情報を漏えいしていたことが認められたものの、4 事業者が入札談合を行ったと認められる期間の範囲外であるため、三郷浄水場の契約案件については、元職員 E に損害賠償責任は認められない。

エ 職員 B

都による調査の結果、職員 B は、朝霞浄水場の排水処理作業委託に関し、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度の 3 か年にわたり、受託事業者の営業担当者に対し、排水処理委託契約に係る見積り合わせの見積書の提出締切日前までに、非公表の設計金額に関する情報を漏えいしたことが認められた。

このうち、4事業者が入札談合を行ったと認められる平成27年度契約に係る情報漏えい(平成26年度の行為)については、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為に該当すると認定されており、この行為は、事業者の談合を容易ならしめる違法なものである。以上を踏まえると、職員Bは、4事業者が入札談合を行ったと認められる期間において情報漏えいを行った契約案件(平成27年度契約)に係る損害について、事業者らと連帯して賠償する責を負うと解するのが相当である。

オ 職員C

都による調査の結果、職員Cは、三園浄水場の排水処理作業委託に関し、非公表の設計金額に関する情報を漏えいしたことが認められたものの、4事業者が入札談合を行ったと認められる期間の範囲外であるため、職員Cに損害賠償責任は認められない。

4 損害賠償の請求先

- 浄水場の排水処理作業委託に係る業務委託契約書(単価)契約約款第22条では、受託者は、排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合には課徴金納付命令)が確定したときに契約単価に受託者の既履行部分を乗じて得た金額の100分の10に相当する額(平成29年10月以降に公告等を行った案件は100分の30)を支払わなければならない旨定められている。このため、本条に基づく違約金として、都は、月島テクノメンテサービス株式会社に対し208,047,449円を、石垣メンテナンス株式会社に対し108,890,115円を請求する。これにより、この2社が落札した東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理作業委託については、いずれの案件も損害額を違約金の金額が上回ることから、この違約金の支払をもって損害は回復されることとなる。
- 一方で、金町浄水場の排水処理作業委託を落札した水ing株式会社は、排除措置命令及び課徴金納付命令がなされていないことから、業務委託契約書(単価)契約約款第22条に基づく違約金を請求することができない。このため、金町浄水場の排水処理作業委託に関する損害額132,594,179円が残ることとなる。
- 残る損害額については、入札談合が共同不法行為であることから、事業者並びに関与した職員及び元職員の不真正連帯債務となる。よって、4事業者に対しては132,594,179円に遅延利息21,214,024円を加えた153,808,203円が請求対象となり、金町浄水場の排水処理作業委託に関して賠償責任を負う職員A及び元職員Eに対しては、入札談合等関与行為を行った契約案件によって生じた損害を限度とした金額がそれぞれ請求対象となる。

- なお、損害賠償請求を行う 153,808,203 円については、まずは、実際に利益を得た事業者である水 i n g 株式会社に対して、その負担を求めていく。